「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成 11 年法律第 117 号。以下「PFI法」という。)」に準じ、熊谷市子育て支援・保健拠点施設整備事業(以下「本事業」という。)を実施する事業者を選定したので、同法第 11 条第 1 項の規定に準じ客観的な評価の結果をここに公表する。

令和 4 年 12 月 27 日

熊谷市長 小林 哲也

1 事業の概要

(1)事業名称

熊谷市子育て支援・保健拠点施設整備事業

(2)対象施設となる公共施設

(仮称)こどもセンター、(仮称)新石原児童クラブ、(仮称)中央保育所、(仮称)保健センター、休日・夜間急患診療所

(3)公共施設の管理者の名称

熊谷市長 小林 哲也

(4)事業の目的

本事業は、基本理念を「安心できる子育て環境と健やかな暮らしを支える拠点~のびのびすこやかに~」とし、老朽化が進行する保育所や保健施設の再編と併せて、子育て・保健に係る機能の充実及び連携強化を目的としている。本施設の確保すべき機能の方向性を、「熊谷市子育て支援・保健拠点施設整備基本構想・基本計画」に記載している。

(5)新施設の確保すべき機能の方向性

ア 子どもがのびのびと過ごせる環境づくり

乳幼児だけでなく小学生・中学生・高校生も含めた全ての子どもたちが、家族や友人と一緒に来て、自由に遊び、学び、体験できる機能を充実させる。特に遊び場空間については、屋外だけでなく屋内にも設置し、天候に左右されずにのびのびと過ごせる環境づくりを行う。

イ 子育ての悩みや心配の解消につながる機能の充実

妊娠、出産、育児など、子育てに関するあらゆる悩みや心配事を気軽に相談できる場を、 遊びの場、学びの場の機能と集約することで、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない 支援を充実させる。また、各種相談に関する総合案内機能を付加するとともに、地域的な 子育てネットワークを醸成するため、施設を利用する保護者同士が自然にコミュニケーションを取ることのできる環境づくりを行う。

ウ 保育を必要とする保護者に寄り添い、多様なニーズに応える保育機能の強化

一時預かりや特別な支援が必要な児童の預かりなど、保育を必要とする保護者のニーズに応える預かり機能を充実させる。また、テレワークの普及をはじめとした就業形態の変化への対応として、託児付きコワーキングスペースなど、子育てと仕事を両立できる機能を付加する。

エ 健康づくりの推進

健康で自立した生活が長く続けられるよう、市民の主体的な健康づくりを支援するとと もに、社会全体で個人の健康を支え、守る環境づくりを行う。

オ 初期救急医療機能の充実

関係医療機関との協力・連携により、休日・夜間急患診療所における適切な初期救急医療機能を充実させる。

(6)事業方式

本事業は、PFI法に準じて実施する事業であり、当該手続により選定された事業者(設計を担う設計JV、解体及び造成を担う解体JV、建設を担う建設JV及び応募者の構成員が本事業の維持管理・運営を実施するために株主として出資し設立するSPC。)が、市の所有となる本施設について整備及び維持管理・運営を一括して受託するDBO方式とする。

(7)事業実施スケジュール

基本協定の締結	令和4年10月25日(火)
基本契約、設計委託契約、解体工事請負契約、維持	
管理・運営委託契約の本契約締結及び建設工事請負	令和4年12月23日(金)
契約の仮契約締結	
建設工事請負契約に係る議会議決(本契約締結)	令和6年6月下旬
設計及び解体期間	令和5年1月~令和7年12月
建設期間	令和6年7月~令和7年12月
開業準備期間	令和8年1月~令和8年3月
維持管理及び運営期間(供用開始)	令和8年4月~令和23年3月
本事業の終了	令和23年3月

(8)業務範囲

事業者が行う本事業の業務範囲は次のとおりである。

	業務 分類	業務項目	(仮称)こども センター	(仮称)新石原 児童クラブ	(仮称)中央 保育所	(仮称)保健 センター	休日・夜間急患診 療所	共用部	附帯事業 (カフェ等)	民間収益事業 (民間提案)
ア	(7)	設計業務(基本設計及び実施設計)	0	0	0	0	0	0	0	0
施	(1)	解体・撤去工事業務(造成工事を含む)	0	Ο	0	0	0	0	0	0
設	(ウ)	建設工事業務	0	Ο	0	0	0	0	0	0
整備	(I)	備品等調達・設置業務	0	0	×	1	1	0	0	0
業	(1)	完成後業務	0	0	0	Ο	0	0	0	0
務	(h)	その他施設整備上必要な業務	0	0	0	0	0	0	0	0
1	(7)	維持管理・運営体制の確立業務	0	0	(維持管理のみ)	(維持管理のみ)	(維持管理のみ)	0	0	0
開業	(1)	供用開始前の広報活動業務	0	Ο	×	×	×	0	0	0
準	(ウ)	供用開始前の予約受付業務	0	×	×	×	×	0	0	0
十備業務	(I)	開館式典、内覧会等の実施業務	0	Ο	(開館式典・内覧会 のみ)	(開館式典・内覧会 のみ)	(開館式典・内覧会 のみ)	0	0	0
173	(1)	開業準備期間中の維持管理業務	0	0	0	0	0	0	0	0
	(7)	建築物保守管理業務	Ο	O	Ο	<u> </u>	O	0	0	0
ウ	(1)	建築設備保守管理業務	Ο	O	Ο	O	Ο	0	0	Ο
維	(ウ)	備品等保守管理業務	0	<u>O</u>	×	×	×	0	0	0
持	(I)	清掃業務	0	Ō	2	<u>O</u>	O	Ō	O	O
管	(1)	警備業務	0	Ō	0	<u>O</u>	0	Ō	0	0
理	(h)	環境衛生管理業務	0	<u>O</u>	0	<u>O</u>	0	Ō	0	0
業務	(‡)	外構等保守管理業務	0	<u>O</u>	0	<u>O</u>	0	0	<u> </u>	<u> </u>
行行	(1)	エネルギーマネジメント業務	0	0	0	<u> </u>	<u>O</u>	<u> </u>	0	0
	(5)	修繕・更新業務	0	<u> </u>	-		-	-		-
	(7) (1)	運営管理業務 専用使用管理業務	0		-	-	-	-	-	-
		守用使用官注表伤 	O	×	-	<u>-</u>	-	-	-	-
工	(ウ)	使用料の徴収代行及び還付業務	0	(希望時)	-	-	-	-	-	-
運	(I)	運営業務	0	Ō	-	-	-	-	-	-
営業	(1)	自主事業	0	0	-	-	-	-	-	-
務	(力)	子育て世代包括支援センター及びファ ミリー・サポート・センター	×	-	-	-	-	-	-	-
	(‡)	子育て世代包括支援センター及びファミリー・サポート・センターとの連携 業務	0	-	-	-	-	-	-	-
オ附帯	(7)	飲食・休憩スペースの運営	-	-	-	-	-	-	0	-
事業	(1)	事業者の提案による民間収益事業	-	-	-	-	-	-	-	0

¹ 庁用備品のみ民間事業者の業務範囲に含め、医療機器等の特殊備品は公共の業務範囲とする。

² 定期清掃のみ民間事業者の業務範囲に含める。

(9)基本条件

坩	2名地番		熊谷市石原三丁目 27 番地				
敷	7地面積		約 27,000 ㎡				
用]途地域		第 1 種住居地域				
廷			60%				
容	積率		200%				
B	ī火地域		なし				
Ē	度地区		なし				
坦	蔵文化財		包蔵地域外				
前	面道路		東側道路	南側道路	西側道路1	西側道路 2	
	建築基準法上の 種類		1項1号	1項1号	1項1号	1項5号	
	幅員		市道 6.0m	市道 5.4m	市道 5.5m	位置指定 4.5m	
	一方通行		南から北	相互通行可	北から南	相互通行可	
		上水	本管 250	本管 75	本管 100		
	インフラ	下水	本管 250			位置指定道路のため、イン	
	敷設情報	ガス	低于 75mm		中圧 150mm 低圧 75mm	フラ接続は行わない。	
		電力	高圧電力の引き込	1ノない。			
決	洪水八ザードマップ 浸水深さ 0.5m ~ 3.0m 未満						
野	ドイレ1棟(上水:東側道路より引き込み、下水:東側道路本管へ接続				道路本管へ接続)		

(10)整備施設概要

【屋内機能】

機能	規模	諸室概要
(仮称)こどもセンター	2,750 m²	エントランスホール、事務室、支援室、プレイル
		ーム(遊戯室)乳幼児室・子育て広場、工作室、
		軽体育室、図書室、音楽室、自習室、集会室、多
		目的室、調理室、その他諸室
(仮称)新石原児童クラブ	500 m²	保育室、指導員室、倉庫、その他諸室
(仮称)保健センター	2,300 m²	相談室、体位測定室、大会議室、小会議室、多目
		的室、倉庫及び防災倉庫、エントランスホール、
		事務室、その他諸室
(仮称)中央保育所	1,800 m²	保育室、遊戯室、医務室、調理室、エントランス
		ホール、事務室、更衣室、その他諸室
休日・夜間急患診療所	320 m²	待合室、診察室、処置室、隔離診察室、受付・調
		剤室、更衣室、その他諸室
合計	7,670 m²	

【屋外機能】

	機能	規模	概要
駐車場	駐車場 全体駐車場		利用者用、公用車用
	保育所駐車場		利用者用、送迎用
	合計	約190台	
駐輪場		100台以上	各施設利用者用、職員用
舗装広場	兼臨時駐車場	約40台	
(仮称)	中央保育所園庭	約800㎡	遊具、砂場等
(仮称)	こどもセンター屋外広場	約1,000㎡	遊具等
芝生広場		適宜	ウォーキングコース、ベンチ等
健康遊具	コーナー	約400㎡	健康遊具

2 優先交渉権者決定までの経緯

優先交渉権者決定までの経緯は、以下のとおりである。

募集要項等の公表	令和4年4月1日(金)
草集亜項竿に関する質問(第1回)の受付	令和4年4月11日(月)~
募集要項等に関する質問(第1回)の受付	令和4年4月13日(水)
募集要項等に関する質問(第1回)に対する回答・公表	令和4年4月28日(木)
参加表明書等の受付	令和4年5月18日(水)
参加資格審査結果の通知	令和4年5月25日(水)
	令和4年6月6日(月)~
募集要項等に関する質問(第2回)の受付	令和4年6月8日(水)
対面対話の実施	令和4年6月20日(月)
募集要項等に関する質問(第2回)に対する回答・公表	令和4年6月28日(火)
提案書類の受付	令和4年7月26日(火)~
佐余音類の支門	令和4年7月27日(水)
提案に関するヒアリングの実施	令和4年10月6日(木)
優先交渉権者の決定	令和4年10月14日(金)
優先交渉権者の公表	令和4年10月24日(月)
基本協定の締結	令和4年10月25日(火)
基本契約、設計委託契約、解体工事請負契約、維持管理・運営	令和 4 年 12 月 23 日 (金)
委託契約の本契約締結及び建設工事請負契約の仮契約締結	マ州44 12月23日(並)
建設工事請負契約の本契約締結	令和6年6月下旬

3 優先交渉権者の決定

熊谷市子育て支援・保健拠点施設整備事業審査会(以下「審査会」という。)は、優先交渉権 者決定基準に基づき、提案書類の審査及びヒアリング等を行い、最優秀提案を選定した。

市は、審査会の選定結果に基づき、令和4年10月14日(金)に、スターツコーポレーショングループ(代表企業:スターツコーポレーション株式会社)を優先交渉権者として決定した。

優先交渉権者

スターツコーポレーショングループ

代表企業	スターツコーポレーション株式会社
	スターツ CAM 株式会社
	株式会社オキナヤ
構成員(代表企業を除く)	スターツファシリティーサービス株式会社
	株式会社コマーム
	株式会社松下設計
	株式会社日比谷アメニス
協力企業	NPO 法人子育てネットくまがや
	株式会社地域デザインラボさいたま
	株式会社ボーネルンド
	株式会社小学館集英社プロダクション

4 提案価格

優先交渉権者として決定したスターツコーポレーショングループの提案価格については、以 下のとおりである。

6,365,000,000円(消費税及び地方消費税を含む)

5 財政負担額の削減効果

優先交渉権者の提案金額について、市が直接実施する場合の市の財政負担額とDBO方式により実施する場合の市の財政負担額を事業期間中にわたり年度別に算出し、現在価値換算額で比較した。

本事業を市が直接実施する場合とDBO方式により実施する場合を比較した結果は次のとおりとなる。

項目	値(割合)
市が直接実施する場合	100%
DBO方式により実施する場合	96.33%
VFM	3.67%